

第3問 答案用紙 (会 計 学)

問 1

	*1 114,890百万円		610百万円		- 21,500百万円
	- 27,700百万円		*2 23,750百万円		- 17,200百万円
	- 83,000百万円		7,000百万円		900百万円
	- 2,700百万円		3,350百万円		- 1,130百万円

*1 115,060百万円 (可) *2 23,580百万円 (可)

問 2

(1)手許現金や要求払預金のような利益を生まない資金はできるだけ圧縮し、余裕分は支払時期等を考慮して短期的な金融商品で運用するのが企業の一般的な資金管理活動であることから、この資金管理活動の実態を適切に財務諸表に反映させるために資金の範囲を現金及び現金同等物としている。また、資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容に関しては会計方針として記載するとともに、その期末残高と貸借対照表上の科目別残高との調整を注記することとされているので、キャッシュ・フロー計算書の企業間比較は可能である。

(2)営業活動によるキャッシュ・フローは、会計上の純利益に非資金損益項目、営業活動に係る資産及び負債の増減、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれる損益項目を加減することによって算定される。したがって、会計上の純利益が発生主義会計によって測定された利益であり、これを現金主義会計によって測定された利益、すなわち収支差額へと変換したものが営業活動によるキャッシュ・フローになるという関係にある。

(3) 営業活動によるキャッシュ・フローの区分には、営業損益計算の対象となった取引の他、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローが記載される。本来の営業活動によるキャッシュ・フローとそれ以外とを区別するために小計欄を設けて、小計欄の金額に概ね営業損益計算の対象となった取引に係るキャッシュ・フローの合計額という意味を持たせ、小計欄以下にはそれ以外の取引によるキャッシュ・フローを記載することとしている。

第4問 答案用紙<1>
(会計学)

問1

本問における取引は、物品販売における収益が、所有の移転に伴うリスクと経済価値が買い手に移転したときに認識すべきである。通常の物品販売は、所有の移転と経済価値が買い手に移転するため、収益を認識する。しかし、本問のようにA社からの申し出があれば当初の売価により無条件で引き取るという返品状況が付されているため、所有の移転は、未だ当社にあると考えられる。従って、400個分に係る収益を認識しない第2法によるべきである。

問2

(1) できる ・ できない

営業債権の貸倒引当金は、営業債権に対する貸倒見積りの設定であり、販売費としての性格を有している。一方、営業外債権の貸倒引当金は、営業外債権に対する貸倒引当金の見積りであり、財務費用としての性格を有している。従って、両者の性格が異なり、費用としての設定不足額と前期修正としての設定超過額とを損益計算上、相殺することは出来ない。

(2) 「当初の約定利率」で割引くことは、将来キャッシュ・フローの現在価値を示した債権の回収可能額として表す。約定利率が変化することにより、見積りでの将来キャッシュ・フローが目減りし、債権価値が下落していることを反映させることを貸倒引当金149,211円として財務諸表上に示す。従って、当該差額は損失としての性格をもつ。

第4問 答案用紙<2>
(会 計 学)

問3

(1)	(ア) 相殺して表示する方法は、経済的実質を、リース取引の純損益としての純収入手数料を個別財務諸表上に示し、転リースを仲介取引と捉える考え方である。
	(イ) 両建てで表示する方法は、経済的実質を、借手と貸手のリース取引を別個の独立したものとして個別財務諸表上に示し、転リースを別取引と捉える考え方である。

(2)	C社がB社の親会社である場合、B社とC社の間で行われた本問の転リース取引は、C社の連結財務諸表上、連結会社間における取引に該当し、内部取引として相殺消去される。これは、C社を親会社とする企業集団と企業集団外部であるA社との取引として捉えるからである。
-----	---

問4

(ア) A社社債は、平価発行における普通社債であるため、債務額10億円を貸借対照表価額とする。また、当該社債は、財務上の特約(利益維持条項)により、決算日の翌日から起算して1年以内に繰上償還する必要があるため、固定負債から流動負債に表示する。
(イ) B国国債は、A社社債の繰上償還を起因し、継続して保有し続けることが困難であり、満期までの保有する能力がないもと判断され、満期保有目的の債券の要件を満たさなくなる。このため、満期保有目的の債券からその他有価証券に振り替えることとなる。従って、B国国債は、売買目的有価証券及び1年以内の満期に到来する社債その他の債券ではないため、貸借対照表上、時価9億円で、固定資産の区分に投資その他の資産として表示する。

第 5 問 答案用紙 < 1 >
(会 計 学)

問 1			
	4,299,200千円	24,750千円	360,000千円
	16,053,800千円	236,050千円	

問 2	1,185,000千円
-----	-------------

問 3			
	1,185,000千円	0千円	3,015,000千円
	150,000千円	118,500千円	346,500千円

問 4			
	285,000千円	0千円	228,000千円
	720,000千円	15,000,000千円	900,000千円

問 5	償却原価法を適用してきた満期保有目的の債券について減損処理を行った場合、当該債券の取得差額はもはや金利調整差額とは考えられないため、その後の会計期間において、当該債券に償却原価法を適用して会計処理を行うことはしない。
-----	--

問 6	共通支配下の取引で、対価を現金で受取った場合には、当該現金の移転前の簿価と移転した事業の簿価との差額を移転損益として認識せざるを得ない。一方で、対価を株式で受取った場合には、移転した事業の簿価に基づき、当該株式の取得原価を算定するため、移転損益は認識されない。
-----	--

第5問 答案用紙<2> (会 計 学)

問7

(1) のれんの価値は無限であり、時の経過によって減少しない。のれんの価値は長期にわたって維持されているので、償却は不適切である。また、のれんについて、意味ある耐用年数を決定することは不可能なので、のれんの償却基準は恣意的なものにしかなりえない。したがって、のれんについては、減損テストのみを採用すべきである。

(2) 全部のれんとは、子会社全体としての見積公正価値とその識別可能な資産及び負債の純公正価値との差額をいい、全部のれん方式とは、支配獲得時に全部のれんを認識し、少数株主持分にも比例的にのれんを配分する方式をいう。したがって、全部のれん方式によると、すでにのれんがすべて認識されているため、追加取得時にのれんは発生しない。

問8

追加取得するS社株式は、移転した大阪事業部に関する事業を引き続き投資していると考えられます。そのため、移転した大阪事業部に係る株主資本額によって算定され、移転損益を計上することは出来ません。

問9

事業分離に会計処理は、投資の継続・清算という考え方に基づいて会計処理を規定しています。移転した事業に関して投資が継続として捉えるならば、移転損益は計上されません。一方で、投資を清算された捉えた場合、移転損益を計上することになります。従って、事業譲渡を行い、移転利益を計上する場合には、企業集団外部に事業を売却することが必要です。